



平成29年3月14日  
近畿管区行政評価局

## レクリエーションの森の利用・管理等に関する行政評価・監視 〈改善通知に対する回答(改善措置状況)の概要〉

近畿管区行政評価局(局長:茂垣 栄一)では、平成28年8月から11月にかけて、京都行政評価事務所、兵庫行政評価事務所及び和歌山行政評価事務所と共同して、近畿地方のレクリエーションの森(※)について、安全の確保、利便性の向上等を図る観点から、法令や通達等に基づく、施設の整備・維持管理の状況、安全対策の実施状況、利用促進対策の実施状況等について調査し、平成28年11月29日に近畿中国森林管理局に対し、必要な改善措置を講じるよう通知しました。  
今般、近畿中国森林管理局から、対応状況について回答がありましたので、公表します。

### レクリエーションの森とは？

林野庁が、自然景観に優れ、森林浴野外スポーツ等に適した国有林野を設定

平成28年4月1日現在、全国1,055か所、近畿地方44か所(大阪府、福井県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県)設定



### 【照会先】

近畿管区行政評価局 第一部第2評価監視官 杉浦 勝  
(電話:06-6941-8759)  
京都行政評価事務所 評価監視官 岸本 克之、北村 誠利  
(電話:075-802-1140)  
兵庫行政評価事務所 評価監視官 金井 規公子、矢部 功  
(電話:078-331-9096)  
和歌山行政評価事務所 評価監視官 大西 圭司  
(電話:073-431-8221)

# ○「レクリエーションの森の利用・管理等に関する行政評価・監視」の結果に基づく改善措置状況(概要)

## 〈調査の背景〉

- ・ 制度創設から43年経過し、施設等の老朽化が進行。利用者ニーズも「情報提供」等の重視に変化
  - ・ 平成17年4月、林野庁は長官通達（リフレッシュ対策要領）を发出、方針転換（「量的充足」→利用者ニーズに即して「質的向上」）
- 森林管理局に対し、利用者視点に対応した施設の整備、廃止を含めた「設定の見直し」等を指示

通知先:近畿中国森林管理局  
通知日:平成28年11月29日  
回答日:平成29年3月9日

## 1 施設等の整備・維持管理

### 調査結果

(1) 利用者の安全や利便確保などの観点から改善が必要(95事例)⇒参考資料(P4)



遊歩道を塞ぐ複数の倒木

安全確保の観点 (40事例)



破損したテーブルとベンチ

利便確保の観点 (5事例)



誘導標識がない分岐点

現地での適切な情報提供の観点 (39事例)



車いす使用者用駐車スペースなし

バリアフリーの機能確保の観点 (6事例)



景観が望めない展望所

眺望ポイントの見直し等の観点 (5事例)

(2) 実地に調査したレクリエーションの森の10か所全て、「施設等点検表」、「施設等点検表別表」とも作成されず

### 主な通知事項

- 森林管理署等に対し、利用に危険な箇所等について、事故防止措置等を講じるよう指導  
また、地方公共団体に対しても上記に準じて要請
- 森林管理署等に対し、「施設等点検表」及び「施設等点検表別表」を作成し、点検結果等を整理・保管

### 森林管理局の対応状況

- 森林管理署等に対し、以下の内容を徹底するよう指導
  - ① 「施設等点検表」を使用し確実に点検を実施し、「施設等点検表別表」により修繕等必要箇所の把握を行うこと
  - ② 点検の結果、異常が認められた場合は、当面の利用禁止措置等を講じ、順次、改善措置を講ずること
- 行政評価局から改善を求められた事例については、改善措置等を順次、実施⇒参考資料(P4)

## 2 緊急時対応

### 調査結果

- レクリエーションの森10か所全て、「緊急時の連絡体制や初動対応等を内容とするマニュアル」なし

### 主な通知事項

- 森林管理署等に対し、「緊急時の連絡体制や初動対応等を内容とするマニュアル」を速やかに策定するよう指示

### 森林管理局の対応状況

- 森林管理署等に対し、「緊急時の対応マニュアル」を作成するよう指示

## 3 利用者のニーズに応える情報発信

### 調査結果

- 「クマ等の危害を与えるおそれのある野生動植物」などの安全対策関係の情報がホームページに掲載なし
- ホームページのアクセス情報や駐車場の有無など利用者向け情報が不十分

### 主な通知事項

- 安全対策に係る事前の情報提供を積極的に実施
- ホームページのアクセス情報等について、提供内容の充実

### 森林管理局の対応状況

- 森林管理署等に対し、安全情報を、確実に利用者に情報提供するよう指導
- アクセス情報等の提供については、順次、修正を実施

## 4 設定の見直しの推進

### 調査結果

- 廃止、区域の縮小等に該当するものと考えられ、レクリエーションの森の設定の見直しを要するもの

### 主な通知事項

- 今後整備の見込みがないレクリエーションの森については、廃止、区域の縮小等の措置

### 森林管理局の対応状況

- 森林管理署等に対し、改善通知を踏まえ、廃止、区域縮小等が必要な場合は地元市町村等と調整するよう指示

(参考資料)

○ 利用者の安全や利便確保などの観点から改善が必要な事例(95事例)の措置状況

区 分		改善措置区分	
安全確保の観点から改善を要する事例	40事例	改善済み	19事例
		利用禁止措置(施設の廃止を検討)	15事例
		予算措置が必要、措置でき次第対応	2事例
		地方公共団体等と対応方法を検討	1事例
		地方公共団体へ改善要請	3事例
利便確保の観点から改善を要する事例	5事例	改善済み	1事例
		予算措置が必要、措置でき次第対応	2事例
		地方公共団体へ改善要請	2事例
現地での適切な情報提供の観点から改善を要する事例	39事例	改善済み	9事例
		利用禁止措置(施設の廃止を検討)	2事例
		予算措置が必要、措置でき次第対応	18事例
		地方公共団体等と対応方法を検討	9事例
		地方公共団体へ改善要請	1事例
バリアフリーの機能確保の観点から改善を要する事例	6事例	改善済み	1事例
		予算措置が必要、措置でき次第対応	5事例
眺望ポイントの設定位置の見直し等を要する事例	5事例	予算措置が必要、措置でき次第対応	4事例
		地方公共団体へ改善要請	1事例

# ○ 近畿中国森林管理局が改善した主な事例

## ① 土砂に覆われた遊歩道(紀泉高原自然休養林) 〔改善前〕



土砂等が堆積し滑り易い状況

## 〔改善後〕



堆積した土砂等を除去

※ 近畿中国森林管理局提供

## ② 遊歩道に複数の倒木があり通行に支障(近江湖南アルプス自然休養林(奥島地区)※奥島スカイ3号線)

### 〔改善前〕



遊歩道

### 〔改善後〕



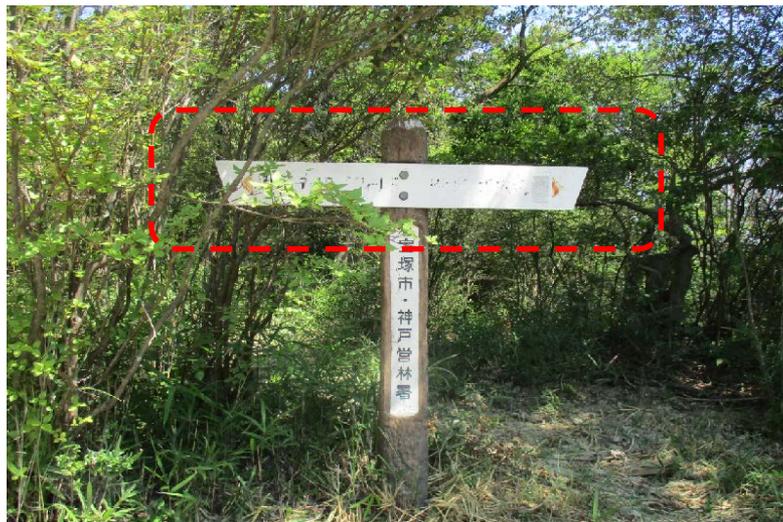
遊歩道の廃止を検討しているため、通行止めを実施

※ 近畿中国森林管理局提供

# ○ 近畿中国森林管理局が改善した主な事例

## ③ 遊歩道に設置されている誘導標識の文字が判読不能(宝塚自然休養林)

〔改善前〕



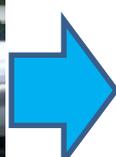
〔改善後〕



※ 近畿中国森林管理局提供

## ④ 車いす使用者用駐車スペースの未設置(明治の森箕面自然休養林)

〔改善前〕



〔改善後〕



※ 近畿中国森林管理局提供

**レクリエーションの森の利用・管理等に関する行政評価・監視  
改善通知事項及びその回答（改善措置状況）**

〈調査時期：平成 28 年 8 月～11 月、改善通知先：近畿中国森林管理局、改善通知日：平成 28 年 11 月 29 日、回答日：平成 29 年 3 月 9 日〉

改善通知事項	近畿中国森林管理局の回答（改善措置状況）
<p>1 施設等の整備・維持管理</p> <p>(1) 施設等の整備・維持管理の適切な実施</p> <p>近畿中国森林管理局は、レクリエーションの森に設置されている施設等の維持管理を適切に実施し、利用者の安全確保等を図る観点から、次の措置を講じる必要がある。</p> <p>① 管内の森林管理署等に対して、その管理する施設等について、次の措置を講じるよう指導すること。</p> <p>i) 利用に危険な箇所や通行に大きな支障が生じている箇所について、安全対策指針に基づき、優先的に事故防止措置を講じること。この場合、修繕等に多額の予算や長期間を要するものについて、計画的な対応も検討すること。また、必要な場合、当面の措置として、利用禁止措置を講じること。</p> <p>ii) 上記以外の箇所について、整備技術指針及び安全対策指針に基づき、可能なものから順次、改善措置を講じること。</p> <p>② 地方公共団体に対して、その管理する施設等について、上記に準じて措置を講じるよう、要請すること。</p> <p>(2) 点検結果の適切な整理・保管</p> <p>近畿中国森林管理局は、レクリエーションの森内の施設の計画的かつ適切な維持管理の促進を図る観点から、管内の森林管理署等に対して、リフレッシュ対策要領に基づき、「施設等点検表」及び「施設等点検表別表」を作成し、点検結果等を整理・保管させる必要がある。</p>	<p>今回の改善措置通知を受け、計画保全部長名により各森林管理事務所長及び各森林管理署長あて公文書「レクリエーションの森のリフレッシュ対策の徹底について」（平成 29 年 2 月 9 日付け、28 近保第 502 号）を發出し、以下の内容について徹底するよう指導した。この内容については、管理事務担当者会議（3 月 1 日～3 日）においても、署等の担当者へ指導した。</p> <p>なお、行政評価局から改善が求められた事例については、順次、安全対策指針等に基づき、事故防止措置や利用禁止措置等を講じているところである。</p> <p>(1) レクリエーションの森の施設等については、地域関係者と連携又は役割分担して、リフレッシュ通知 別添 3 「レクリエーションの森」における安全対策指針（以下「安全対策指針」という。）第 2 の 1 の (4) の別紙 1 「施設等点検表」を使用し確実に点検を行うとともに、修繕等が必要な施設については別紙 2 「施設等点検表別表」にとりまとめ、修繕等必要箇所の把握を行うこと。</p> <p>(2) 施設の点検により異常があると認められた場合には、地域関係者と連携又は役割分担して、「安全対策指針」第 2 の 2 の別紙 3 「施設等点検フローチャート」に基づき施設の利用可否について検討し、施設利用が困難な場合は、注意警告、ロープ等による当面の利用禁止措置を確実に実施するとともに、可能なものから順次、改善措置を講じること。</p> <p>地方公共団体等が管理している施設についても、上記の措置と同様の対応をするよう要請を行うこと。</p> <p>なお、危険、立入禁止等の看板を設置する場合は、利用者の実態に応じ多言語の看板について検討すること。</p>

改善通知事項	近畿中国森林管理局の回答（改善措置状況）
<p>2 緊急時対応</p> <p>近畿中国森林管理局は、緊急時における迅速かつ確実な事故対応を図る観点から、管内の森林管理署等に対して、速やかに、安全対策指針に基づき、緊急時の連絡体制・サポート体制を整備するとともに、緊急時連絡体制や初動対応等を内容とするマニュアルを策定するよう指示する必要がある。</p>	<p>上記の計画保全部長名の公文書により、安全対策指針第3の「緊急時の対応マニュアル」について、同対策指針 別紙5の作成例を参考に作成し3月末日までに局へ提出するよう指導した。この内容については、管理事務担当者会議（3月1日～3日）においても、署等の担当者へ指導した。</p>
<p>3 利用者のニーズに応える情報発信</p> <p>近畿中国森林管理局は、利用者の安全確保及び利便性の向上を図る観点から、同局及び管内の森林管理署等のホームページにおいて、次の措置を講じる必要がある。</p> <p>① 利用者の一層の安全確保を図る観点から、安全対策指針に基づき、安全対策に係る事前の情報提供を積極的に行うこと。</p> <p>② 利用者の誤解を招くような不要な情報を削除するとともに、更新を適切に行うこと。</p> <p>③ アクセス、案内図、トイレ、駐車場等のレクリエーションの森の利用に有益な情報について、その内容の充実を図ること。</p>	<p>上記の計画保全部長名の公文書により、①施設点検による結果及び安全対策指針第1の1により情報収集した内容について、安全対策指針第1の2に基づきホームページ、広報等に掲載し確実に利用者に情報提供を行うこと、②特に遊歩道等の施設の使用禁止状況、クマ、ハチ等の危険な動物等の目撃情報については、レクリエーションの森へ行く判断の基となることから確実に利用者へ情報提供を行うことを徹底するよう指導した。この内容については、管理事務担当者会議（3月1日～3日）においても、署等の担当者へ指導した。</p> <p>また、利用者の誤解を招くような情報、アクセス、トイレ、駐車場等のレクリエーションの森の利用に有益な情報等については、ホームページのシステム変更に向けた移行作業中のため、平成29年3月末を目途に、順次修正を進めているところである。</p>
<p>4 設定の見直しの推進</p> <p>(1) レクリエーションの森の設定見直しの推進</p> <p>近畿中国森林管理局は、レクリエーションの森の適切かつ効率的な管理経営を図る観点から、リフレッシュ対策要領及び見直し方針に基づき、利用状況が低調で今後の整備の見込みがないレクリエーションの森については、市町村等関係者と協議を行い、速やかに廃止、区分変更、区域の縮小等の措置を講じる必要がある。</p> <p>(2) レクリエーションの森の利用者数の適切な把握</p> <p>近畿中国森林管理局は、レクリエーションの森の利用者数の推定精度の向上を図る観点から、次の措置を講じる必要がある。</p> <p>① 各レクリエーションの森の現況を踏まえ、管内の森林管理署等に対して具体的な推定方法を示すこと。</p> <p>② 利用者数の推定に当たっては、レクリエーションの森内に設置されている施設の利用状況等も参考にして、より客観的で、実勢に近いものと</p>	<p>上記の計画保全部長名の公文書により、以下の内容について徹底するよう指導した。この内容については、管理事務担当者会議（3月1日～3日）においても、署等の担当者へ指導した。</p> <p>(1) レクリエーションの森の見直しについては、リフレッシュ通知に基づき平成27年度に見直しの方向性を決定し措置しているところであるが、今般の行政評価局の廃止、区域縮小が妥当である旨の改善通知も踏まえ、平成27年度に決定した方向性について、再度確認を行い、方向性の変更が必要な場合は地元市町村、その他関係団体との調整を行った上で3月末日までに報告すること。</p> <p>(2) レクリエーションの森の利用者の把握は、現在、局にて具体的利用者の把握方法について検討中であり、平成29年度中に改めて指示する。</p>

改善通知事項	近畿中国森林管理局の回答（改善措置状況）
<p>なるようにすること。</p> <p>(3) 管理経営方針書の適切な記載            近畿中国森林管理局は、レクリエーションの森の適切な管理運営を推進する観点から、施設の現況を再度確認するなどして、正確な内容となるよう、管理経営方針書を改定する必要がある。</p>	<p>(3) 管理経営方針書の施設の現状について、現地と「施設の現況」が一致しているか現地において再度確認するとともに、貸付地の中に「施設の現況」に記載していない施設がある、もしくは記載はあるが施設が存在していないなどについて相手方へ確認を行うこと。</p> <p>「施設の現況」に変更がある場合は、「レクリエーションの森の管理経営について」（昭和48年9月26日付け48林野管第173号林野庁長官通知）別添1「レクリエーションの森管理経営方針書作成要領」第2の7及び「レクリエーションの森管理経営方針書作成要領の取扱いについて」（昭和58年4月1日付け58林野管第71号林野庁管理課長通知）5に基づき「施設の現況」を整理し早急に局へ報告すること。</p>